

# 令和7年度

## 葛飾区任期付職員採用選考案内

### (教育委員会事務局副参事(法規担当))

令和7年6月  
葛飾区

この採用選考は、葛飾区に勤務する任期付職員(教育委員会事務局副参事(法規担当))の採用候補者を決定するために実施するものです。

任期付職員とは、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第2項」の規定に基づき、専門的な知識経験が必要とされる業務に、あらかじめ任期を定めて採用する職員です。なお、勤務条件(勤務時間、休暇、服务等)については、原則として任期の定めのない職員と同様です。

#### 1 募集職名、採用予定数、職務内容、受験資格

募集職名 (職務の級)	教育委員会事務局副参事(法規担当)(課長級)
採用予定数	1名
職務内容	主に次に掲げる業務を行う。 ・学校からの直接的な相談業務及び法律知識に基づく支援等(債権回収、関係者との交渉) ・教育委員会内における各種法的対応における相談、支援等 ・学校教育分野での各ハラスメント等に関する相談、支援業務 ・学校教育分野でのいじめ対応に関する支援及び調査業務 ・学校教育分野でのいじめによる重大事態の対応に関する支援等(重大事態調査の支援、関係者調整等) ・教育委員会所管業務に係る訴訟対応(指定代理人の支援等) ・教育委員会職員の法律知識に関する研修・指導等
受験資格	年齢を問わず、以下の①から⑦までの条件を全て満たしている者 ① 日本国籍を有している者 ② 地方公務員法において選考を受験できないとされる者に該当しない者 ③ 司法修習を修了した者又は弁護士法第5条により弁護士となる資格を有する者 ④ 弁護士としての実務経験4年以上の者 ⑤ 大学卒業後、業務従事歴14年以上有する者 ⑥ 弁護士法第7条の各号のいずれにも該当しないこと ⑦ 現に葛飾区の常勤職員でない者

## 2 採用予定日及び任期

- (1) 採用予定日 令和7年9月1日  
(2) 任期 令和10年3月31日まで

※ 任期については、本人の同意を得て延長する場合があります。任期を延長する場合であっても、任用期間が採用の日から5年を超えることはありません。

## 3 選考内容

### (1) 第一次選考

選考方法	書類選考
結果発表	令和7年7月下旬 ※ 合否にかかわらず、第一次選考応募者全員に結果通知を郵送します。

### (2) 第二次選考

選考方法	個別面接
実施日時	令和7年7月下旬から令和7年8月上旬までの指定する日
場 所	葛飾区内の施設 ※ 詳細は、第一次選考合格者に個別に通知します。
結果発表	令和7年8月上旬 ※ 合否にかかわらず、第二次選考受験者全員に結果通知を郵送します。

## 4 受験申込手続き

所定の応募書類に必要事項を本人が記入し、下表の要領で申し込んでください。

申込期間	<b>令和7年6月27日（金）から令和7年7月25日（金）まで</b> ● 持参受付時間：午前9時から午後5時まで（※ 土日・祝日を除く） ● 郵送の場合は、締切日必着です。 封筒の表に「葛飾区任期付職員（教育委員会事務局副参事（法規担当））採用選考受験申込」と朱書し、 <u>簡易書留により郵送してください。</u> （郵便による事故については責任を負いません）
申込先	〒124-8555 東京都葛飾区立石5-13-1 葛飾区総務部人事課人事係（区役所内郵便局2階） TEL 03-5654-8151
応募書類	① 採用選考申込書 ② 職務経歴書 ③ 司法修習を修了したこと又は弁護士となる資格を有することが証明できる書類の写し ※ 申込時にご提出いただいた書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

## 5 勤務条件等（令和7年4月1日現在）

### （1）給与

給料は、葛飾区職員の給与に関する条例及び葛飾区の一般職の任期付職員の採用に関する条例に基づき決定します。

#### 【例示】

50歳の例

給与月額 約64万円（年収 約1,095万円）

※ 年収には地域手当、管理職手当、期末・勤勉手当を含み、税及び社会保険料を控除する前の金額です。

※ その他、通勤手当、扶養手当、住居手当等の諸手当が規定に基づき支給されます（該当する場合のみ）。

※ 昇給は、原則として年1回行われます。

※ 採用前に給与改定があった場合には、その定めるところによります。

### （2）勤務日等

① 勤務日 原則として月曜日から金曜日まで（祝日除く）

② 勤務時間 原則として8時30分から17時15分まで

③ 休暇 年間20日の年次有給休暇  
その他夏季休暇、慶弔休暇等

### （3）勤務場所

東京都葛飾区立石5-13-1 葛飾区総合庁舎内

※ 敷地内は禁煙

### （4）服務

任用期間中は、営利企業への従事制限など地方公務員法の服務に関する規程が適用されますので、現在行っている弁護士業については、原則として停止していただきます。

## 6 その他

（1）受験資格がないことが判明した場合、または申込書類の記載事項等について虚偽があった場合には、選考の合格または採用を取り消します。

（2）受験資格にある、地方公務員法等において選考を受験できないとされる者に該当しないものとは次のページのとおりです。

（3）弁護士会の会費等は、自己負担となります。

#### 地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

## 7 問合せ先

### （1）採用等に関すること

総務部人事課人事係

〒124-8555 東京都葛飾区立石5-13-1（区役所内郵便局2階）

TEL 03-5654-8151

### （2）職務内容等に関すること

教育委員会事務局教育総務課教育企画係

〒124-8555 東京都葛飾区立石5-13-1（区役所内4階）

TEL 03-5654-8449